

## はじめに - 基本原則および適用範囲

法令の遵守は、武田薬品工業株式会社およびすべての子会社（以下、あわせて“タケダ”といいます）の揺るぎないコミットメントです。タケダの経営の基本精神を構成するタケダイズムでは、さらに、私たちが何事にも高い倫理観をもって公正、正直に取り組むことを求めており、高い倫理観は、他の何よりも優先されます。

「タケダ・グローバル行動規準」（以下、“グローバル行動規準”といいます）は、コンプライアンスの観点から重要な分野における指針を示すことで、私たちが高い倫理観に従ってなすべきことを正しく行うことができるように、タケダイズムの精神に基づき定められたものです。グローバル行動規準は、タケダグループのすべての役員および従業員に適用され、グローバル行動規準で用いられる「私たち」とは、これらすべての人々を含みます。グローバル行動規準は、あらゆる事態または各国のすべての法令をカバーするものではないため、タケダグループ各社は、グローバル行動規準を元に各社におけるローカル行動規準を制定することができますが、ローカル行動規準は、グローバル行動規準と抵触したり、グローバル行動規準を緩めるものであってはなりません。タケダグループ各社は、すべての従業員にグローバル行動規準（または適用ある場合にはローカル行動規準）を読み、理解し、そして遵守することを徹底しなければなりません。

タケダのすべての役員および従業員は、このグローバル行動規準（および適用ある場合にはローカル行動規準）を理解し、日々の業務において遵守・実践することが求められます。

グローバル行動規準（または適用ある場合にはローカル行動規準）の違反に対しては、各国の労働法令に従って、制裁が行われることがあります。

グローバル行動規準は、2010年12月21日付で制定・実施され、以後必要に応じ改正されます。

## 誠実・公正な事業活動

### 1. 製品の安全性および品質、薬事関係法令の遵守

患者さんの安全は、タケダにとって最も優先される事項です。研究開発、製造、保管、流通および市販後の各活動において、私たちは、安全性情報の報告を含め、医薬品の安全性および品質を確保するための法令を遵守します。また、私たちは、患者さんの安全および製品の品質を確保するための社内規定および社内手続を遵守します。

例えば、

- ① 研究開発および市販後活動においては、私たちは、G L P (Good Laboratory Practices)、G C P (Good Clinical Practices)、G V P (Good Pharmacovigilance Practices) を含む法令および社内基準を遵守し、臨床試験の結果を含む研究開発の成果を、正確に記録し、また虚偽や改ざんのないものにします。
- ② 製品の製造においては、私たちは、G M P (Good Manufacturing Practices) を含む法令および社内基準を遵守し、すべての製造工程を通じて適切な品質管理を行います。

- ③ 製品の保管および流通においては、私たちは、GDP（Good Distribution Practices）を含む法令および社内基準を遵守します。

## 2. 宣伝・プロモーション

私たちは、プロモーション活動および宣伝に関する法令および業界団体の規準を遵守し、これらの活動を適切かつ倫理的に実施します。

私たちは、プロモーション情報およびプロモーション・宣伝用材料が、法規制に適合し、正確・公正で、科学的な根拠のある、バランスのとれたものとなるようにし、また虚偽や誤解を招くようなものとならないようにするための、社内手続を遵守します。

私たちは、必要な販売承認が得られていない効能についてのプロモーションを行いません。

## 3. 医療関係者との関係

タケダは、医療関係者との関係において、法令および業界団体の基準（国際製薬団体連合会（IFPMA）のプロモーション・コードおよび地域・国の業界団体の定める基準を含みます）を遵守します。

私たちは、私たちの製品について有利な取り扱いを誘引するために、あるいは有利な取り扱いに対する見返りとして、医療関係者に対して、金銭、物品、接待、贈答その他の利益を提供したり、申し出たり、約束しません。

私たちが、医療関係者に、コンサルティング、アドバイザリーボードに関する業務、その他の業務を委託するときは、正当な事業上の必要性がなければならず、また、私たちは、提供を受けた業務に対する適切な市場価格を超える報酬を支払いません。

## 4. 汚職・贈賄の禁止

私たちは、公務員および外国公務員に対する贈賄を禁止する法令を遵守します。

国によっては、公共サービスを提供する病院その他の施設または政府からの資金拠出または規制を受けている施設に勤務する者は、贈収賄法令においては公務員とみなされます。さらに、国によっては、民間の従業員に対する贈賄を禁止しています。私たちは、これらの法令も同様に遵守します。

私たちは、公務員および外国公務員に対して、賄賂（金銭、物品、接待、贈答、その他の利益を含みます）を提供したり、申し出たり、約束しません。また、私たちは、民間の従業員に対しても、事業上の有利な取り扱いを獲得または維持するために影響を及ぼす目的で、金銭や利益を提供しません。

私たちは、代理人など私たちのために活動する者を上記のような行為に関与させないようにします。



## 5. 公正かつ自由な競争

私たちは、事業活動を行うすべての国において、独占禁止法(EU 競争法・米国反トラスト法その他各国独占禁止法等)を遵守します。とりわけ、次の事項を遵守します。

- ① 私たちは、同業他社との間で、製品の価格、生産量、製造能力、顧客の選定、その他の競争条件に関する情報交換を行いません。また、このような事項に関する取決め(例えば、価格協定、市場分割、入札談合等)を行いません。
- ② 私たちは、このような情報交換や取決めを求められるおそれのある団体や同業他社との会合に参加しません。もし、私たちが出席している会合において、同業他社がこのような話題を提起した場合は、私たちは直ちにその話題をやめさせるか、議長・進行役にその話題をやめるように要求し、その話題が継続する場合には直ちに退席します。このようなケースがあった場合、私たちは、直ちに、法務部門または弁護士に相談します。
- ③ 私たちは、卸売業者、販売会社、ライセンサーなどに対し、製品の再販売価格に関する違法な制限を課しません。

## 6. 輸出入(安全保障貿易管理等)

私たちは、製品、原材料、設備、機器および技術等の輸出入にあたり、法令を遵守します。特に、国によっては、安全保障の観点から貨物・技術等の輸出を厳格に規制しています。貨物や技術の輸出入に従事する従業員は、これらの法令を熟知し、これらを遵守します。

## 会社の資産・情報の保全

### 7. 会社資産

私たちは、タケダの資金、物品その他の資産を保全し、これらをタケダにおける私たちの職務の遂行のためにのみ使用し、自らまたは第三者のために着服・使用しません。

私たちは、不正な経費請求を行いません。

また、私たちは、タケダのコンピュータその他の社内情報処理システムの適正・効果的な使用を推進し、また違法・不正な利用を行わず、社内規定によって認められる副次的な私的利用を除き、個人的な目的で使用しません。私たちは、タケダのコンピュータに、情報流出の危険のあるファイル交換ソフトなど、タケダにより承認されていないソフトウェア・機器をインストール・接続しません。

## 8. 機密情報/知的財産

### (1) 機密情報

私たちは、タケダ在職中および退職後も、タケダおよびタケダの製品に関する営業秘密その他の営業上・技術上の情報などの機密情報について、厳に機密を保持し、第三者に不正に開示せず、またタケダの業務以外のいかなる目的にも使用しません。社内においても、私たちは、これらの情報を業務以外の目的に使用せず、当該情報の入手が業務上必要な者以外には開示しません。

### (2) 知的財産権

タケダの研究・開発その他の活動によってタケダが保有、創出または獲得する知的財産権（特許、意匠、著作物、商標、ノウハウ、データ、技術情報を含みます）は、タケダの重要な財産です。私たちは、タケダの知的財産を厳重に保護し、また知的財産権の権利化・保全・維持・防御に協力します。

### (3) 第三者の機密情報

タケダは、第三者の機密情報を尊重します。私たちは、直接または間接を問わず、これらの情報を違法または不正な方法で取得せず、第三者に不正に開示せず、不正な目的で使用しません。また、私たちは、タケダの他の従業員に対して、過去の勤務先の機密情報の開示を求めません。

### (4) 第三者の知的財産権

タケダは、第三者の知的財産権を尊重します。私たちは、他社の知的財産権を不正利用せず、侵害しません。

## 9. 個人情報の保護

タケダは、「個人情報」の保護が重要であると考えています（「個人情報」とは、名前、生年月日など特定の個人を識別することができる情報であって、従業員、患者さん、臨床試験における被験者、医師、および顧客の従業員などの情報を含みます）。私たちは、事業活動を行う国における個人情報保護に関する法令を遵守します。個人情報保護に関する法令は国ごとに異なりますが、私たちは、いずれの国においても、最低限、次の事項を遵守します。

- ① 私たちは、正当な事業上の目的がある場合にのみ、適法な方法で、個人情報を取得し、また、法令により求められる場合を除き、個人情報を第三者に提供せず、正当な事業上の目的以外の目的に使用しません。
- ② 私たちは、個人情報の紛失、毀損または不正なアクセス・使用・変更・開示の防止その他の安全管理のための適切な措置を講じます。



## 会計記録、会社情報の開示、証券取引

### 10. 適正な会計記録

私たちは、会社の会計に関する法令および社内規定を遵守します。私たちは、一般に公正・妥当と認められる会計原則に則り、会社のすべての取引を正確かつ適切に帳簿に記録し、不実または架空の記録を行いません。私たちは、すべての取引が正確かつ適切に記録されるための内部統制システムを整備・運用します。

### 11. 会社情報の開示

タケダは、投資家に対して、タイムリーで正確な会社情報の開示を行います。私たちは、財務情報の開示に関する法令および社内規定を遵守します。会社情報の開示に従事する従業員は、これらの法令および社内規定を熟知し、これらを遵守します。

### 12. インサイダー取引の防止

私たちは、証券取引関係法令に定めるインサイダー取引規制を遵守します。私たちは、タケダにおける職務上、タケダまたは取引先に関する「重要事実」を知った場合には、それが法令および社内手続に従って公表された後でなければ、自ら、また会社として、当該会社の証券の取引を行わず、また当該「重要事実」を第三者に開示しません。

「重要事実」とは、投資家による証券の売買に影響を及ぼしうる未公表の情報です。例えば、株式の発行、自己株式の取得、買収、新製品の企業化、臨床試験の進捗または失敗、および業績予想の重大な変更などがこれに含まれます。

## 職場において

### 13. 個人的利害との抵触

私たちは、タケダの利益のため最善の行動をとり、またタケダの利益に反するような行為を行わず、またこのような状況を避けるようにします。私たちの個人的な利益とタケダの利益が対立し、またはそのおそれがある場合には、私たちは、事前に上司に相談のうえ、タケダの利益のため最善となる行動をとります。

#### 仕入先および顧客との関係

私たちは、仕入先および顧客を公正・客観的な基準に基づいて決定し、個人的な関係に基づいて有利な取り扱いをしません。

#### 接待・贈答

私たちは、仕入先・顧客などから違法または不適切に利益(金銭、物品、接待、贈答、その他の利益を含みます)の提供を受けたり、要求しません。



## 経済的關係・雇用關係

私たちは、タケダの許可なくして、同業他社または仕入先、顧客もしくは候補先に、株式保有等による実質的な経済的利害を持ったり、同業他社または仕入先、顧客もしくは候補先の業務に従事しません。

## 人事

私たちは、人事を明朗公正に行うものとし、採用、評価、異動、昇進等の人事において、個人的な關係に基づいて有利な取り扱いをしません。

### 14. 多様性の尊重、差別および嫌がらせの禁止

タケダは、従業員の多様性および人格を尊重します。タケダは、会社の方針として、国籍、人種、皮膚の色、信条、宗教、性別、年齢、障がい、その他法的に保護されている事由に基づく差別的な取り扱いや嫌がらせを禁止しています。私たちは、セクシャルハラスメントその他の嫌がらせなど、健全な職場環境を害する行為を行いません。

タケダは、このような差別や嫌がらせを防止するため適切な措置を講じます。

### 15. 従業員の健康と安全

タケダは、健康および安全に配慮した職場環境を従業員に提供するよう取り組みます。私たちは、安全衛生関連の法令および社内規定を遵守します。

## 環境

16. タケダは、タケダの製品および事業活動が環境に与える影響を最小限にするよう取り組みます。私たちは、あらゆる事業活動において、環境保全や防災に関する法令および社内規定を遵守します。

## 行動規準の違反の通報

17. 私たち一人ひとりが、グローバル行動規準（または適用ある場合にはローカル行動規準）を遵守し、違反を防止し、かつ違反の疑いを通報することによって、これら行動規準の目的を果たす責任を負っています。私たちは、グローバル行動規準（または適用ある場合にはローカル行動規準）の違反またはそのおそれがある場合には、その問題を提起する義務があります。

次の事項は、タケダの会社方針です。

- ・ タケダは、タケダの従業員に対して、タケダの従業員または経営陣がグローバル行動規準（または適用ある場合にはローカル行動規準）、法令または社内規定に違反しているとの誠実な懸念を持った場合には、その違反を通報することを求めます。



## タケダ・グローバル行動規準

- ・ タケダは、通報された違反に対して速やかに調査を行い、必要に応じ、適切な是正措置および制裁措置を行います。
- ・ タケダは、調査の結果、通報されたような違反行為・問題が存在しないことが判明した場合であっても、グローバル行動規準（または適用ある場合にはローカル行動規準）、法令または社内規定の違反を、誠実な懸念に基づき通報したタケダ従業員が、通報したことをもって一切の不利益な扱いを受けることを禁止します。

私たちは、グローバル行動規準（もしくは適用ある場合にはローカル行動規準）、法令または社内規定の違反の疑いがある場合、次のいずれかに通報します。

- ・ 上司
- ・ 現地の他の管理職
- ・ 現地人事部門
- ・ 現地コンプライアンス部門
- ・ 現地法務部門
- ・ （設置されている場合）コンプライアンス・ホットライン

